

## 神戸市指定名勝「旧乾家庭園」の保存管理業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

|  |   |
|--|---|
| 1 委託業務に係る委託料<br>（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）                    | （総額）<br>〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇円）<br>（内訳）<br>〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇円）をこの契約締結後速やかに概算払を行う。<br>〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇円）を検査終了後、仕様書に定める各業務について実績に基づき精算する。  |
| 精算を行う場合の方法   | なし  |
| 2 契約保証金（第3条関係）   | 免除  |
| 3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで   |
| 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨   | なし  |
| 4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別<br>有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係） | なし  |
| 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期  | なし  |
| 5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項   | なし  |
| 6 別紙委託契約約款に付加する条項  | （精算）<br>第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、精算報告書を甲に提出しなければならない。<br>2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、検査終了後、仕様書に定める各業務について実績に基づき精算を行う。<br>3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。 |
| 7 担保期間（第13条）   | なし  |

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 行財政局長 正木 祐輔 印

乙 落札事業者

印